

平成 24 年 5 月 31 日
九州 運輸 局

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表(H23年度)

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等及び地方航空局 における二次評価結果	備考
					事業実施 の適切性	目標・効 果達成状 況	実施した事業の今後の改 善点 (調査事業においては計画 策定に向けた方針)		
1	福岡県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス北九州(株)	香月営業所～烏森・JR 中間駅～筑鉄中間の 運行	A	A	バスの日に合わせ、大 型商業施設周辺におい て啓発チラシを配布し た。	各路線の経営状況について具体的な数字で示すこ とで、今後の方針を地域とともに考える環境を作る ことが望ましい。	
2	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	大手口～湊・呼子の運 行	A	C	路線全体として、利便性 の向上や利用者への情 報提供を充実させてい る。また、有料広告推進 などの収入増となる取組 と、自治体と連携を図り バス利用促進に力を入 れていく。	目標の設定において、達成するための難易度に 差があるような設定をしないようにする観点から現 行の目標を検証されることが望ましい。 広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報絞ること など地域で認知されやすい工夫を行われることが 望ましい。 自治体との連携では、各路線の経営状況につい て具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域 とともに考える環境を作ることが望ましい。 利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用する ようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精 査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として 実施されることが望ましい。 別の収入確保を検討してはバス車体、バス停等 での広告募集、ネーミングライツの活用等、既存の 資源を活用した収入源の確保に努められることが 望ましい。	
3	宮崎県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～県病院前・福祉 文化公園～池田台・池 田	A	B	引き続き、運行の合理化 に取り組むと共に、事業 者と行政とが連携して利 用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制するこ とが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応される ことが望ましい。	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表(H24年度)

平成 24 年 5 月 31 日
九州運輸局

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果		備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点(調査事業においては計画策定に向けた方針)	評価結果	評価結果	
1	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	堀川バス(株)	羽犬塚～ゆめタウン前・福島～黒木の運行	A	B	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかった。今後は利用者増を図るため、市広報誌等による啓発活動や地域と連携した利用促進活動に取り組む。			
2	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	堀川バス(株)	羽犬塚～蒲原・黒木～柴庵の運行	A	B	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかった。今後は利用者増を図るため、市広報誌等による啓発活動や地域と連携した利用促進活動に取り組む。			広報・啓発活動は、認知が広がらない場合に効果を発揮するものであるから、地域住民の認知度合いをまず把握されることが望ましい。その結果を踏まえ、利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促すような情報を精査の上で提供されることが望ましい。
3	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	堀川バス(株)	福島～鏡水・西鉄久留米～久留米駅の運行	A	B	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかった。今後は利用者増を図るため、地域と連携した取り組みを行う。			バス路線名やバス停名について利用者の目的地となる施設名等地域に広く認知されている名称を用いること、時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。
4	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	堀川バス(株)	福島～田ノ原～十竜車庫前の運行	A	B	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかった。今後は利用者増を図るため、市広報誌等による啓発活動や地域と連携した利用促進活動に取り組む。			
5	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	堀川バス(株)	瀬高駅～西鉄柳川～保養センター前の運行	A	B	事業者、行政が協力しながら、沿線住民への周知・啓発に努め、目標収支率65%と設定する。			バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
6	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	前原～加布里～芥屋の運行	A	C	昭和バス路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させる。また、有料広告推進などの収入増となる取組を行う。	広報・啓発活動は、認知が広がっていない場合に効果を発揮するものであるから、地域住民の認知度を高めることが望ましい。その結果を踏まえ、利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促すような情報を精査の上で提供されること望ましい。	
7	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	前原～初～船越の運行	A	C	昭和バス路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させる。また、有料広告推進などの収入増となる取組を行う。	バス路線名やバス停名について利用者の目的地となる施設名等地域に広く認知されている名称を用いること、時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫が行われることが望ましい。	
8	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	前原～師吉公民館前～谷の運行	A	C	昭和バス路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させる。また、有料広告推進などの収入増となる取組を行う。	バス車体、バス停等での広告募集、ネーミングライツの活用等、既存の資源を活用した収入源の確保に努められることが望ましい。	
9	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀(株)	JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖の運行	A	A	事業は適切に実施され、目標を達成できた。今後も広報誌等を通じて啓発活動を行う。	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫が行われることが望ましい。	
10	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀(株)	鳥栖駅～綾部・国立東佐賀病院前～西鉄久留米の運行	A	C	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかつた。今後は利用者増を図るため、地域と連携した取り組みを行う。	イベントとの連携 イベント参加者の待ち時間、停留所から会場へのアクセス等、自家用車等と比較しつつバス利用の障壁となりえる事項を精査の上で適切な取組みを実施されることが望ましい。	
11	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	早津江～布橋～西鉄柳川の運行	A	C	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかつた。今後は利用者増を図るため、地域と連携した取り組みを行う。	各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることを望ましい。	
12	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	大野島農協前～堤・筑後市立病院前～羽犬塚駅前の運行	A	B	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかつた。今後は利用者増を図るため、地域と連携した取り組みを行う。	利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
13	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	大川橋～下林・大善寺～JR久留米の運行	A	A	事業は適切に実施され、目標を達成できた。今後も広報誌等を通じて啓発活動を行う。	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫が行われることが望ましい。	
14	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	両筑苑前～北野～JR久留米の運行	A	A	事業は適切に実施され、目標を達成できた。今後も広報誌等を通じて啓発活動を行う。		
15	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	JR久留米～久留米市役所～羽犬塚駅前の運行	A	B	利用者の減少による収入減で、目標とした収支比率を達成することができなかつた。今後は利用者増を図るため、地域と連携した取り組みを行う。	各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることが望ましい。 利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。	
16	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	上原～草野駅前～JR久留米の運行	A	B	事業は適切に実施され、概ね目標を達成できた。今後も広報誌等を通じて啓発活動を行う。	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫が行われることが望ましい。	
17	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス久留米(株)	西鉄船小屋～筑後船小屋駅～西鉄柳川駅の運行	A	C	【改善点】事業者、行政ともに利用者を増やすために、それぞれの広報媒体を活用し、利用促進のPR活動を通年的に強化する。 【今後の目標】収支率を40%以上とする。		
18	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	飯塚～小竹上町～赤池福祉センターの運行	A	B	平成25年度にかけて、路線運行について効率的な運用を目指し見直しを図る。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
19	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	飯塚～小竹上町～毛勝の運行	A	B	HP、市報等での利用促進PRを図る。	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫が行われることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
20	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	直方～高六・グローバルアリーナ～赤間営業所の運行	A	C	沿線自治体広報誌などによる啓発を行うとともに、利用者を獲得するためのルート変更についても検討する。	時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。既存の利用者の利便を確保して定足を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
21	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	直方～京の上・鞍手車庫～遠賀川駅の運行	A	B	沿線自治体広報誌などによる啓発を行うとともに、利用者を獲得するためのルート変更についても検討する。		
22	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	西鉄後藤寺～夏吉～金田駅の運行	A	B	①需要に応じた路線経路・ダイヤの検討、他路線との調整。 ②広報紙やHP、時刻表等に当該路線が補助路線であり、沿線住民の利用促進が不可欠である旨の啓発を行う。 ③JIR等の他公共交通機関との連携を強化し、2次交通との乗継改善、相互PR等の協力体制を構築する。	全てのサービスを自ら提供しようとするにこだわらず、路線バスのルート変更や別路線の回送車両の活用など既存リソースを積極的に活用し、効果的に運送サービスを提供することを検討されることを望ましい。	
23	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	真岡～後藤寺～金田平原団地の運行	A	C		他の路線、他の交通機関との重複がを解消して効率的な運行体系を実現することが肝要。	
24	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	宮若市役所～百合野～直方の運行	A	B	宮若市HPに時刻表をリンクさせて掲載し、利用者への情報提供を充実させる。また、利用状況を分析し、ルート・本数等の検証を行う。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
25	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	西鉄大隈～漆生～飯塚の運行	A	A	公共交通の利用促進を図るため、各団体の広報誌、ホームページ等で広報を行う。	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
26	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	西鉄大隈～桂川駅～飯塚の運行	A	A	公共交通の利用促進を図るため、各団体の広報誌、ホームページ等で広報を行う。	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
27	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	山野社宅～上三緒～ 飯塚の運行	A	C	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。		
28	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	西鉄後藤寺～香春～ 砂津の運行	A	B	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。		
29	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス筑豊(株)	西鉄後藤寺～川崎～ 伊原の運行	A	A	広報は時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。		
30	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス宗像(株)	東郷駅～波止場・東町～ 光陽台六丁目の運行	A	A	①需要に応じた路線経路・ダイヤの検討、地絡線との調整。②広報誌やHP、時刻表等に当該路線が補助路線であることの周知と、利用促進に向けた啓発を行う。③H24.2月に地島航路が神湊波止場発着に変更されたため、大島・地島航路との連携を高める。	全てのサービスを自ら提供しようとするのではなく、路線バスのルート変更や別路線の回送車両の活用など既存リソースを積極的に活用して効率的に運送サービスを提供することを検討されることが望ましい。 他の路線、他の交通機関との重複がを解消して効率的な運行体系を実現することが肝要。	
31	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス大牟田(株)	西鉄大牟田営業所～ 総合病院・上町～ 庄山の運行	A	C	利用者が少ない便について運行ダイヤの見直しを検討するとともに、広報誌による利用促進の啓発やチラシ配布等による啓発活動を行う。	時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
32	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス大牟田(株)	西鉄大牟田営業所～ 総合病院・新大牟田駅～ 南関の運行	A	C	利用者が少ない便について運行ダイヤの見直しを検討するとともに、広報誌による利用促進の啓発やチラシ配布等による啓発活動を行う。	時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
33	福岡県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス北九州(株)	香月営業所～烏森・JR 中間駅～筑鉄中間の 運行	A	A	利用促進策を検討するため、バス事業者と行政とで定期的に意見交換の場を設ける。	各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることを望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施 の適切性	目標・効 果達成状 況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に 向けた方針)		
38	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車株	大手口～伊万里の運 行	A	C	路線全体として、利便性の向上や 利用者への情報提供を充実させて いる。また、有料広告推進などの収 入増となる取組と、自治体と連携を 図りバス利用促進に力を入れてく。	目標の設定において、達成するための難易度 に差があるような設定をしないようにする観点か ら現行の目標を検証されることが望ましい。 広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報絞るこ となど地域で認知されやすい工夫を行われるこ とが望ましい。	
39	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車株	唐津駅(大手口)～名 護 屋(循環)の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や 利用者への情報提供を充実させて いる。また、有料広告推進などの収 入増となる取組と、自治体と連携を 図りバス利用促進に力を入れてく。	自治体との連携では、各路線の経営状況につ いて具体的な数字で示すことで、今後の方針を 地域とともに考える環境を作ることが望ましい。 利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用す るようになるという生活習慣の変化を促す取組み を精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体 として実施されることが望ましい。	
40	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車株	大手口～多久の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や 利用者への情報提供を充実させて いる。また、有料広告推進などの収 入増となる取組と、自治体と連携を 図りバス利用促進に力を入れてく。	別の収入確保を検討としてはバス車体、バス停 等での広告募集、ネーミングライツの活用等、既 存の資源を活用した収入源の確保に努められる ことが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
41	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	大手口～七山の運行	A	B	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。		
42	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	佐賀～多久の運行	A	A	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。		
43	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	佐賀～三瀬の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を横証されることが望ましい。 広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
44	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	佐賀～北山の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。	自治体との連携では、各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることが望ましい。 利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。	
45	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	佐賀～古湯の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。	別の収入確保の検討としてはバス車体、バス停等での広告募集、ネーミングライツの活用等、既存の資源を活用した収入源の確保に努められることが望ましい。	
46	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	大手口～佐賀の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。		
47	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車(株)	小城～佐賀の運行	A	B	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
48	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車株	多久～武雄の運行	A	B	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。 広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
49	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車株	大手口～玄海エネルギーパークの運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。	自治体との連携では、各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることが望ましい。 利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。	
50	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	昭和自動車株	大手口～湊・呼子の運行	A	C	路線全体として、利便性の向上や利用者への情報提供を充実させている。また、有料広告推進などの収入増となる取組と、自治体と連携を図りバス利用促進に力を入れていく。	別の収入確保を検討としてはバス車体、バス停等の広告募集、ネーミングライツの活用等、既存の資源を活用した収入源の確保に努められることが望ましい。	
51	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター～大崎～大詫間	A	A	ワンコインシリアルバーバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
52	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター～大崎～早津江	A	B	ワンコインシリアルバーバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
53	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター～諸富橋～橋津	A	A	ワンコインシリアルバーバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。	割引制度によって収支率が悪化するケースもあることを踏まえ、割引によって新たな需要を掘り起こす観点から取組みを進められることが望ましい。	
54	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀城跡～来迎寺～運転免許センター	A	A	ワンコインシリアルバーバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
55	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀城跡〜いこいの広場〜運転免許センター	A	C	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
56	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター〜広江〜和崎	A	A	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
57	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスバスセンター〜徳万〜久保田総合センター	A	B	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
58	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスバスセンター〜嘉瀬新町〜元小路	A	A	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
59	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター〜佐大前〜大野	A	C	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から、現行の目標を検証されることが望ましい。 割引制度によって収支率が悪化するケースもあることを踏まえ、割引によって新たな需要を掘り起こす観点から取組みを進められることが望ましい。	
60	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター〜佐大前〜くぼた直産物特売所	A	A	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
61	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター〜東田代〜橋津	A	B	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		
62	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	佐賀市交通局	佐賀駅バスセンター〜袋入口〜佐賀空港	B	A	ワンコインシリアルバスやノーマイカーデー割引など各種割引制度のPRを積極的に行い、利用者の増加に努める。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施 の適切性	目標・効 果達成状 況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に 向けた方針)		
63	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	祐徳バス株式会社	祐徳神社前～佐 賀駅BC	A	A	ダイヤ改正時に病院、学校、旅館 及び電話等で問合せのあった方へ 全線時刻表並びに最寄のバス停の 時刻表を配布。 全てのバス停に補助金で運行して いる事を掲示。		
64	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	祐徳バス株式会社	下西山車庫～佐 賀駅BC	A	A	ダイヤ改正時に病院、学校、旅館 及び電話等で問合せのあった方へ 全線時刻表並びに最寄のバス停の 時刻表を配布。 全てのバス停に補助金で運行して いる事を掲示。		
65	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	祐徳バス株式会社	祐徳神社前～湯 の田	A	A	ダイヤ改正時に病院、学校、旅館 及び電話等で問合せのあった方へ 全線時刻表並びに最寄のバス停の 時刻表を配布。 全てのバス停に補助金で運行して いる事を掲示。	目標の設定において、達成するための難易度に 差があるような設定をしないようにする観点から 現行の目標を検証されることが望ましい。	
66	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	祐徳バス株式会社	中川～湯の田	A	A	ダイヤ改正時に病院、学校、旅館 及び電話等で問合せのあった方へ 全線時刻表並びに最寄のバス停の 時刻表を配布。 全てのバス停に補助金で運行して いる事を掲示。	広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報絞る ことなど地域で認知されやすい工夫を行われるこ とが望ましい。	
67	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	祐徳バス株式会社	祐徳神社前～武 雄駅前	A	A	ダイヤ改正時に病院、学校、旅館 及び電話等で問合せのあった方へ 全線時刻表並びに最寄のバス停の 時刻表を配布。 全てのバス停に補助金で運行して いる事を掲示。		
68	佐賀県バス対策協議 会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	祐徳バス株式会社	鹿島BC～県界	A	A	ダイヤ改正時に病院、学校、旅館 及び電話等で問合せのあった方へ 全線時刻表並びに最寄のバス停の 時刻表を配布。 全てのバス停に補助金で運行して いる事を掲示。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
69	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀株式会社	JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖間の運行	A	A	引き続き、沿線バス停にPRRチャリンや吊り下げ時刻表等を掲出し、利用の呼びかけを行う。また、燃料費をはじめとする経費節減にも継続して取り組む。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から、現行の目標を検証されることが望ましい。	
70	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀株式会社	鳥栖駅～綾部～国立東佐賀病院前～西鉄久留米間の運行	A	B	引き続き、沿線バス停にPRRチャリンや吊り下げ時刻表等を掲出し、利用の呼びかけを行う。また、燃料費をはじめとする経費節減にも継続して取り組む。	デジタルタコメーターの導入や車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。	
71	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀株式会社	鳥栖駅～目達原～神埼駅通り間の運行	A	A	引き続き、沿線バス停にPRRチャリンや吊り下げ時刻表等を掲出し、利用の呼びかけを行う。また、燃料費をはじめとする経費節減にも継続して取り組む。		
72	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀株式会社	鳥栖駅～目達原間の運行	A	A	引き続き、沿線バス停にPRRチャリンや吊り下げ時刻表等を掲出し、利用の呼びかけを行う。また、燃料費をはじめとする経費節減にも継続して取り組む。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から、現行の目標を検証されることが望ましい。	
73	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀株式会社	佐賀第二合同庁舎～江見～西鉄久留米間の運行	A	A	引き続き、沿線バス停にPRRチャリンや吊り下げ時刻表等を掲出し、利用の呼びかけを行う。また、燃料費をはじめとする経費節減にも継続して取り組む。	デジタルタコメーターの導入や車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。	
74	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス佐賀株式会社	佐賀第二合同庁舎～江見～信愛女学院間の運行	A	A	引き続き、沿線バス停にPRRチャリンや吊り下げ時刻表等を掲出し、利用の呼びかけを行う。また、燃料費をはじめとする経費節減にも継続して取り組む。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
75	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	西肥自動車株式会社	松浦バスセンター～今 福～伊万里駅前 の運行	A	C	<p>実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成できなかった主な要因は、路線の実態調査が完了していないことと、4月以降で大きな収入源である定期券収入が入っていないこと(※1)であると考えているため、年間では目標を達成できる見込みである。 ・鷹島フェリーとの接続場所である「今福待合所」や中央診療所などに時刻表を配布し、待合所や病院の利用者に、路線バスの利用を促す。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。 	<p>目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。</p> <p>広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。</p>	
76	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	西肥自動車株式会社	福島港～相生橋～ 伊万里駅前、福島 港～本町～伊万里 駅前の運行	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線自治体と協議を行い、平成24年4月1日よりダイヤ改正を行い、収支の改善に努めるため、年間では目標を達成できる見込みである。 ・「伊万里～相生橋～福島港」の運行回数(平日)10.0回、(土)9.0回、(日祝)8.5回を(平日)8.0回、(土)6.5回、(日祝)5.5回に変更。また、「福島港～伊万里農林高校」(平日)0.5回をみなし系統に追加する。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。 	<p>目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。</p> <p>各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることが望ましい。</p> <p>利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。</p>	
77	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	西肥自動車株式会社	三間坂駅前～伊万 里駅前の運行	A	B	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線自治体と協議を行い、平成24年4月1日よりダイヤ改正を行い、収支の改善に努めるため、年間では目標を達成できる見込みである。 ・「三間坂駅前～伊万里駅前」の運行回数(平日)8.0回、(土)7.8回、(日祝)7.0回を(平日)6.5回、(土)5.5回、(日祝)5.0回に変更。また、「三間坂駅前～伊万里農林高校」(月～土)0.5回をみなし系統に追加する。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。 	<p>目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。</p> <p>各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることが望ましい。</p> <p>利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。</p>	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
78	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	嬉野温泉～武雄市役所前～武雄温泉南口	A	C	補助金路線へのご利用促進のお願いポスターや、地域イベントの告知をバス車内外に掲示し、バスの利用促進を訴えていく。		
79	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	嬉野温泉～武雄市役所前～武雄温泉南口～ゆめタウン	A	A	補助金路線へのご利用促進のお願いポスターや、地域イベントの告知をバス車内外に掲示し、バスの利用促進を訴えていく。	目標の設定において、達成するための難易度から差があるような設定をしないようにする観点から、現行の目標を検証されることが望ましい。	
80	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	彼杵～嬉野温泉～武雄市役所前～武雄温泉南口～ゆめタウン	A	B	補助金路線へのご利用促進のお願いポスターや、地域イベントの告知をバス車内外に掲示し、バスの利用促進を訴えていく。	広報・啓発活動は、公共交通機関を利用するようになるとい生活習慣の変化を促すような情報を精査の上で提供されることが望ましい。時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
81	佐賀県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	嬉野温泉～武雄温泉南口～ゆめタウン	A	A	補助金路線へのご利用促進のお願いポスターや、地域イベントの告知をバス車内外に掲示し、バスの利用促進を訴えていく。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
82	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	長崎～雲仙	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
83	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	江の浦～長崎	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。	全てのサービスを自ら提供しようとするにこだわらず、路線バスのルート変更や別路線の回送車両の活用など既存リソースを積極的に活用して効率的に運送サービスを提供することを検討されることを望ましい。	
84	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	飯盛団地～長崎	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。		
85	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	諫早～県界	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。		
86	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	諫早～みさかえの園	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
87	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	東厚生町～飯盛団地	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。	全てのサービスを自ら提供しようとするにこだわらず、路線バスのルート変更や別路線の回送車両の活用など既存リソースを積極的に活用して効率的に運送サービスを提供することを検討されることを望ましい。	
88	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	長崎県交通局	川口	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点(調査事業においては計画策定に向けた方針)		
89	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	長崎県交通局	今村～早見	A	A	実施した事業の今後の改善点(調査事業においては計画策定に向けた方針)	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
90	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	長崎県交通局	東厚生町～西川内	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。	全てのサービスを自ら提供しようとすることにご満足ならず、路線バスのルート変更や別路線の回送車両の活用など既存リソースを積極的に活用して効率的に運送サービスを提供することを検討されることが望ましい。	
91	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	長崎県交通局	諫早～長崎空港	A	A	目標達成に向け、引き続き住民の移動手段の確保に努める。		
92	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	佐世駅前～吉井	A	A	目標は、達成できる見込みであるが、更なる改善に向けた適切な目標数値について検討し、以後の生活交通ネットワーク計画に反映したい。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
93	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	世知原～松浦	A	A	目標は、達成できる見込みであるが、更なる改善に向けた適切な目標数値について検討し、以後の生活交通ネットワーク計画に反映したい。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
94	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	佐世駅前～世知原	A	A	近隣の施設や商店に時刻表を配布し、施設利用者のバス利用を促す。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
95	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	松浦バスセンター～伊万里駅前	A	A	鷹島フェリーとの接続場所である「今福待合所」や中央診療所などに時刻表を配布し、待合所や病院の利用者に、路線バスの利用を促す。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。	広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報載ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
96	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	松浦バスセンター～平戸橋	A	A	目標は、達成できる見込みであるが、更なる改善に向けて適切な目標数値について検討し、以後の生活交通ネットワーク計画に反映したい。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
97	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	福島港～伊万里駅前	A	A	沿線自治体と協議を行い、平成24年4月1日よりダイヤ改正を行う。「伊万里～相生橋～福島港」の運行回数(平日)10.0回、(土)9.0回、(日祝)8.5回を(平日)8.0回、(土)6.5回、(日祝)5.5回に変更。また、「福島港～伊万里農林高校」(平日)0.5回をみなし系統に追加する。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。各路線の経営状況について具体的な数字で示すことで、今後の方針を地域とともに考える環境を作ることが望ましい。利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促す取組みを精査の上、役割分担を明確化しつつ地域一体として実施されることが望ましい。	
98	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西肥自動車(株)	川棚バスセンター～東峠	A	A	近隣の施設や商店に時刻表を配布し、施設利用者のバス利用を促す。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について検討を進める。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。広報・啓発活動は、時刻表に掲載する情報報ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
99	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	島原空港	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのみならず導入により燃料費削減を行う。		
100	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	諫早島原	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのみならず導入により燃料費削減を行う。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組みの事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。	
101	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	島原多比良	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのみならず導入により燃料費削減を行う。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
102	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	島原加津佐	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。		
103	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	島原藤原須川	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。		
104	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	諫早市役所雲仙	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。		
105	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	諫早市役所島原	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。 車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。	
106	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	島原雲仙	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。		
107	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	有家雲仙	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。		
108	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	諫早口之津	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのさらなる導入により燃料費削減を行う。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
109	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	島原須川港	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのごさなる導入により燃費削減を行う。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
110	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	島原鉄道(株)	諫早大屋	A	A	改善策として、車両の状態管理を徹底することで、修繕費の削減を図り、デジタコのごさなる導入により燃費削減を行う。	車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。	
111	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	さいかい交通(株)	板の浦～下山～大串	A	C	4月のダイヤ改正で、学生の登校時ダイヤの見直しを図ることとしている。この改善状況をみながら次年度以降の目標設定について検討を進めたい。		
112	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	さいかい交通(株)	板の浦～神の浦～桜の里タミナル	A	C	運行ダイヤについて運行時刻の変更を行うこととしている。この改善状況をみながら次年度以降の目標設定について検討を進めたい。		
113	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	さいかい交通(株)	檜の浦～横瀬棧橋・水浦・西海橋東口～大串	A	C	4月のダイヤ改正で、学生の登校時ダイヤの見直しを図ることとしている。この改善状況をみながら次年度以降の目標設定について検討を進めたい。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。 バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
114	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	さいかい交通(株)	崎戸本郷～高峰・第二棧橋～黒瀬農協前	A	C	島内の総合病院が移転されているため、通院時利用者の利便向上に合うダイヤや編成の検討を進めるとともに、今後とも路線の安定的運行を確保する。		
115	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	さいかい交通(株)	崎戸本郷～第二棧橋～大島営業所前	A	C	島内の総合病院が移転されているため、通院時利用者の利便向上に合うダイヤや編成の検討を進めるとともに、今後とも路線の安定的運行を確保する。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
116	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	五島自動車(株)	三井栄	A	A	年度当初の計画でほぼ達成できる見込がありますが、更なる改善に向けた適切な目標数値について検討し、以後の生活交通ネットワーク計画に反映したい。	目標の設定において、達成するための難易度から差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
117	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	五島自動車(株)	富江	A	B	高等学校への更なる情報提供により、定期券利用の促進を図り、輸送人員の確保に取り組んで参りたい。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について高等学校への更なる情報提供により、定期券利用の促進を図り、経常収支率60%以上の確保を目標として、取り組んで参りたい。この取り組みによる改善の成果を確認しながら、以後の生活交通ネットワーク計画の目標数値について	目標の設定において、達成するための難易度から差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。既存の利用者の利便を確保して送迎を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
118	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	五島自動車(株)	向小浦	A	B			
119	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	杏岐交通(株)	国分・勝本・芦辺經由 一周線	A	A	今の目標を下回らないように且つ、目標人員を上げて達成できるように取り組む。	目標の設定において、達成するための難易度から差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
120	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	杏岐交通(株)	湯の本經由勝本線	A	A	今の目標を下回らないように且つ、目標人員を上げて達成できるように取り組む。	目標の設定において、達成するための難易度から差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。	
							本土と離島を結ぶ重要拠点・対馬空港は島外・島内から確実に人が集まる場所であり、“ここへ”“ここから”の移動手段として多く利用し		

<p>番号</p> <p>121</p>	<p>協議会名 (又は主な構成員)</p> <p>長崎県バス対策協議 会</p>	<p>事業名</p> <p>陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)</p>	<p>補助対象事業者等</p> <p>対馬交通㈱</p>	<p>事業概要</p> <p>空港線</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="233 1055 347 1155"> <p>事業実施 の適切性</p> </td> <td data-bbox="233 954 347 1055"> <p>A</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="233 954 347 1055"> <p>目標・効 果達成状 況</p> </td> <td data-bbox="233 954 347 1055"> <p>B</p> </td> </tr> </table>	<p>事業実施 の適切性</p>	<p>A</p>	<p>目標・効 果達成状 況</p>	<p>B</p>	<p>協議会における事業評価結果</p>	<p>実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に 向けた方針)</p> <p>で頂くために、限られた便数の中 で、待機時間を短くし、発着便との 接続がなされたダイヤ設定を行う。 また、空港バス停の案内を分かり やすくする、割戻回数券の販売方 法の改善と継続等、利用者側に 立ったサービス見直しを再検討す る。目標に関しては燃料費等外部 からの影響を受けやすく見込みの 立てにくい費用が縮む数値ではな く、収入や人員といった確実に自社 成果の見える項目に限定する。</p>	<p>地方運輸局等における二次評価結果</p> <p>評価結果</p> <p>目標の設定において、達成するための難易度に 差があるような設定をしないようにする観点から 現行の目標を検証されることが望ましい。 既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制する ことが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応さ れることが望ましい。</p>	<p>備考</p>
<p>事業実施 の適切性</p>	<p>A</p>												
<p>目標・効 果達成状 況</p>	<p>B</p>												

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
122	長崎県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	嬉野線	A	B	補助金路線へのご利用促進のお願いポスターや、地域イベントの告知をバス車内に掲示し、バスの利用促進を訴えていく。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から現行の目標を検証されることが望ましい。 広報・啓発活動は公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促すような情報に掲載の上で提供されることが望ましい。時刻表に掲載する情報較ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
123	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～田迎～ 玉虫	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している		
124	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～御船～ 通潤山荘	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している	広報・啓発活動は、認知が広がっていない場合に効果を発揮するものであるから、地域住民の認知度合いをまず把握されることが望ましい。その結果を踏まえ、利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の変化を促すような情報を精査の上で提供されることが望ましい。 バス路線名やバス停名について利用者の目的地となる施設名等地域に広く認知されている名称を用いること、時刻表に掲載する情報較ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
125	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～刃場～ 学校前	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している		
126	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～刃場～ 矢部	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している		
127	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～御船～ 甲佐	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
128	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～乙女～ 甲佐	A	A	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	評価結果	
129	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～矢部～ 馬見原	A	A	利便性向上の為の情報充実に努 力している。	広報・啓発活動は、認知が広がっていない場合に 効果発揮するものであるから、地域住民の 認知度を高めることが望ましい。そ の結果を踏まえ、利用者の視点に立ち、公共交 通機関を利用するようになるという生活習慣の変 化を促すような情報を精査の上で提供されること が望ましい。 バス路線名やバス停名について利用者の目的 地となる施設名等地域に広く認知されている名 称を用いること、時刻表に掲載する情報絞ること など地域で認知されやすい工夫を行われること が望ましい。	
130	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～健軍～ 甲佐	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している。		
131	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～画図～ 城南	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している。		
132	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～辺場～ 甲佐	A	B	利便性向上の為の情報充実に努 力している。		
133	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～健軍～ クレア	A	A	利便性向上の為、4月より区役所 への乗り入れを実施し、通勤や区 役所利用者の取り込みを図る。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の 交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を 図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施 していくことが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
134	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～江津～ クレア	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
135	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～中央病 院～クレア	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	広報・啓発活動は、認知が広がっていない場合に効果を出す把握されることから、地域住民の認知度を高めることが望ましい。その結果を踏まえ、利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の變化を促すような情報を精査の上で提供されることが望ましい。	
136	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～城南～ 宇土駅	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス路線名やバス停名について利用者の目的地となる施設名等地域に広く認知されている名称を用いること、時刻表に掲載する情報など地域で認知されやすい工夫が行われることが望ましい。	
137	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～城南～ 松橋駅	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	利便性向上の為に情報充実を図っている。	
138	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～御船～ 砥用	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
139	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～健軍～ 砥用	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
140	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	熊本駅～中央病院～ クレア	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
141	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	熊本駅～江津～クレア	A	C	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針) 4月からの運行本数の増便により利用者の増員を図る。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
142	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	熊本バス(株)	交通センター～セイラタウン～クレア	A	A	利便性向上のための情報充実に努力している。	広報・啓発活動は、認知が広がっていない場合に効果を発揮するものであるから、地域住民の認知度をまず把握されることが望ましい。その結果を踏まえ、利用者の視点に立ち、公共交通機関を利用するようになるという生活習慣の變化を促すような情報を精査の上で提供されることが望ましい。 バス路線名やバス停名について利用者の目的地となる施設名等地域に広く認知されている名称を用いること、時刻表に掲載する情報絞ることなど地域で認知されやすい工夫を行われることが望ましい。	
143	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～県庁前・東ハイパス～武蔵ヶ丘車庫	A	B	H23.10月にダイヤ改正を行い、効率化を図った。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
144	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～菊陽ハイパス・陣内～吹田団地	A	B	H23.10月にダイヤ改正を行い、効率化を図った。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
145	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～供合農協前・平山町～大津産交	A	B	H23.10月にダイヤ改正を行い、効率化を図った。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
146	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～元三町・宇土入口～松橋産交	A	A	現状の維持・継続を図る。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から、現行の目標を検証されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
147	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～京町本 丁・植木～小野泉水公園	A	A	H23.10月にダイヤ改正を行い、利用が少ない便を減便した。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
148	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～植木・ 久野入口～山鹿バスセンター	A	A	H23.10月にダイヤ改正を行い、増便をした。増便した分順調に推移しているが、区間ごとの利用実態を調査していく。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
149	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～川尻 町・国町～松橋	A	B	鉄道時刻も含めた上で発時刻の見直しを図り利便性向上につなげた。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
150	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～供合農 協前・下津久礼～菊陽 台病院	A	B	H23.10月にダイヤ改正を行い、利用が少ない便を減便した。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
151	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	田崎橋～京町本丁・植 木～小野泉水公園	A	A	H23.10月にダイヤ改正を行い、全体的な時分の変更をした。今後は、調査を行い需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
152	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～子飼 橋・菊陽バイパス～菊 陽町役場	A	A	現状の維持・継続を図る。	目標の設定において、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにする観点から、現行の目標を検証されることが望ましい。	
153	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～子飼 橋・津久礼農協前～菊 陽台病院	A	B	H23.10月にダイヤ改正を行い、効率化を図った。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
154	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	交通センター～京町本丁・植木宮の前～木留	A	B	H23.10月にダイヤ改正を行い、利用者が少ない便を減便したが一部見誤りの部分があり10月に増便を行った。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
155	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	九州産交バス(株)	田崎橋～植木・来民中町～山鹿バスセンター	A	A	H23.10月よりダイヤ改正を行い、利用者が少ない便を減便した。今後も需要と供給のバランスを整えていきたい。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
156	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	本渡バスセンター～ハイバス地岳・一町田中央～牛深港	A	B	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通院・通学・買物)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
157	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	交通センター～健軍・東無田入口～御船	A	A	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通院・通学・買物)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
158	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	交通センター～植木・江田坂下・うから館前～南関上町	A	A	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通院・通学)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
159	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	交通センター～河内亀石・伊倉～玉名駅前	B	B	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通学・通院)、熊本市政令指定都市移行に伴い西区役所経由に変更。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
160	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	交通センター～河内亀石・下方諏訪～玉名駅前	A	A	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通学・通院)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
161	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	交通センター～植木・大倉団地入口～玉名駅前	B	A	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
162	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	交通センター～植木・旧梅林農協前・新玉名駅～玉名駅前	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
163	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	本渡バスセンター～手野・二江・苓北町役場前～富岡港	A	A	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
164	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	本渡バスセンター～労働庁舎前・五和支所前・大島～鬼池港	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
165	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	本渡バスセンター～ジャスコ前・新合・一町田中央・魚貫～牛深港	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
166	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	八代市役所～日奈久・佐敷駅前・千代～水俣産交	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
167	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	玉合同庁舎～・玉名駅前・桜山・荒尾駅前～荒尾四ツ山	A	B	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
168	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	山鹿バスセンター～熊入温泉・鹿北総合支所前～鹿北道の駅	A	B	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通院・通学・買物)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
169	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	松橋産交～小川支所前・宮原・八代駅前～八代市役所前	A	A	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通院・通学・買物)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
170	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	産交バス(株)	山鹿バスセンター～菊池プラザ・翔陽高校入口～肥後大津駅	A	B	主要バスセンターの環境整備(清掃、時刻表、路線図)、運行ダイヤの再検討(通学・買物)	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
171	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス大牟田(株)	西鉄大牟田営業所～総合病院・上町～庄山	A	B	西鉄電車がダイヤ改正を行うので、接続員直しによるダイヤ改正を行います。また、時刻表の吊り下げ、ポスティングを実施します。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
172	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	西鉄バス大牟田(株)	西鉄大牟田営業所～総合病院・新大牟田駅～南関	A	B	西鉄電車及び九州新幹線がダイヤ改正を行うので、接続員直しによるダイヤ改正を行います。また、時刻表の吊り下げ、ポスティングを実施します。3月17日・18日に新大牟田駅前にてイベントを実施致します。	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。	
173	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通(株)	佐潟口～出水～水俣車庫	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組みむと共に事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
174	熊本県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通(株)	出水本町～米ノ津新町～水俣車庫	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組みむと共に事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
175	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	金池ターミナル ～臼杵市役所	B	B	○事業の改善点 各事業者とも利用拡大に向けた様々な取組を行っているが、いずれの系統も短期間で大幅な収益増(利用者増)を見込める状況になり。今後、特に利用者増や運行効率の改善を図るため、H23年度に本協議会で実施した「大分県地域間幹線バス系統実態調査事業」の調査結果に基づき、運行ルートやダイヤの見直し、利用状況に応じた増便や減便、系統の分割や統合等に新たに取組み、事業の改善を図る。	目標の設定においては、個別に設定するとともに、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにされることが望ましい。	
176	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	金池ターミナル ～佐伯駅	A	B	燃料費高騰に関しデジタルカメラの導入や車両の状況を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。		
177	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	大手前 ～大浜入口	A	B	○より適切な目標の設定 目標として設定した①運行コスト、②収支率については、いずれも補助対象経常費用や経常収益の把握が運行年度計画の策定に向け、どのような目標がより適切なものであるのか検討中である。		
178	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	佐伯駅 ～宮の浦	A	B			

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
179	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	金池ターミナル ～竹田営業所	B	B			
180	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	佐伯駅 ～診療所前	A	B			
181	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	県庁正門前 (今市経由) ～上原	B	B			
182	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	県庁正門前 (野津原経由) ～上原	B	B			
183	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	県庁正門前 ～今畑	A	B			
184	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	本社前 ～佐賀間 H24車両購入2台	A	B			
185	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分バス(株)	県庁正門前 (わさだ通り経由) ～上原	A	B			
186	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大野竹田バス(株)	本社 ～田中	A	B			

○事業の改善点
各事業者とも利用拡大に向けた様々な取組を行っているが、いずれの系統も短期間で大幅な収益増(利用者増)を戻込める状況になり。今後、特に利用者増や運行効率の改善を図るため、H23年度に本協議会で実施した「大分県地域間幹線バス系統実態調査事業」の調査結果に基づき、運行ルートやダイヤの見直し、利用状況に応じた増便や減便、系統の分割や統合等に新たに取組む、事業の改善を図る。
○より適切な目標の設定
目標として設定した①運行コスト、②収支率については、いずれも補助対象経常費用や経常収益の把握が運行年度途中では難しいことから、次期計画の策定に向け、どのような目標がより適切なものであるのか検討中である。

目標の設定においては、個別に設定するともに、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにされることが望ましい。
燃料費高騰に関しデジタルタコメーターの導入や車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
187	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大野竹田バス(株)	玉来 ～直入支所	A	B			
188	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大野竹田バス(株) 臼津交通(株) (共同運行)	臼杵駅 ～大野交通	A	B			
189	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大分交通(株)	大分駅前 ～国東 H24車両購入1台 H23車両購入1台 H22車両購入1台	B	B			
190	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大交北部バス(株)	中津駅前 ～守美温泉 H22車両購入1台	B	B			
191	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大交北部バス(株)	宇佐駅前 ～伊美	B	B			
192	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大交北部バス(株)	豊後高田 ～四日市	B	B			
193	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大交北部バス(株)	安心院 ～中津駅前	B	B			
194	大分県地域間生活交通確保維持協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大交北部バス(株)	豊後高田 ～四日市	B	B			

目標の設定においては、個別に設定するともに、達成するための難易度に差があるような設定をしないようにされることが望ましい。

燃料費高騰に関しデジタルタコメーターの導入や車両の状態を良好に保つなど、消費燃料の削減に取り組める事項がないか精査の上、必要な取組みを実施されることが望ましい。

○事業の改善点
各事業者とも利用拡大に向けた様々な取組を行っているが、いずれの系統も短期間で大幅な収益増(利用者増)を戻込める状況になり。今後、特に利用者増や運行効率の改善を図るため、H23年度に本協議会で実施した「大分県地域間幹線バス系統実態調査事業」の調査結果に基づき、運行ルートやダイヤの見直し、利用状況に応じた増便や減便、系統の分割や統合等に新たに取組み、事業の改善を図る。

○より適切な目標の設定
目標として設定した①運行コスト、②収支率については、いずれも補助対象経費用や経常収益の把握が運行年度途中では難しいことから、次期計画の策定に向け、どのような目標がより適切なものであるのか検討中である。

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
195	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	延岡～原町・東細島～宮の上	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
196	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～高鍋駅～高鍋	A	C	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
197	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	高鍋～坂本～都農	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
198	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～高鍋～木城温泉館湯らら	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
199	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～光陽台	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
200	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	延岡～青雲橋・日之影町立病院～高千穂	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
201	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	延岡～日之影駅～高千穂	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
202	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～西佐土原～西都	A	C	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。		
203	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	小林駅～宮交シティ～宮崎空港	A	B	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。		
204	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～橋通・農高前・宮崎空港～飢肥	A	B	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。		
205	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～国富～綾	A	A	バス利用者の目的地となる施設、乗り継ぎ先の交通機関等と連携し、利用者の利便性の向上を図る取組みを、当該路線の関係者を超えて実施していくことが望ましい。		
206	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～綾～酒泉の杜	A	C	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。		
207	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮交シティ～国富～法ヶ岳	A	B	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。		
208	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	(特急)西都城～栄町～宮崎空港～宮崎駅	A	B	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。		

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
209	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～花見～雀ヶ野	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
210	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～穆佐・祇園台～尾頭	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
211	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～高岡温泉・穆佐・祇園台～尾頭	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
212	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～正手～七野	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
213	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～正手～合又	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
214	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	宮崎～県病院前・福祉文化公園～池田台・池田	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
215	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	西都城～妻ヶ丘・栄町～雀ヶ野	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
216	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	西都城～北原町～小林	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
217	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	イオンモールミエル～山田～熊野神社前	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
218	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	イオンモールミエル～高千穂牧場・関之尾～霧島神宮	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
219	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	イオンモールミエル～都城駅～川原谷	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
220	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	(特急)西都城～高速道～宮崎駅	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
221	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	南延岡～浦城港～宮の浦	A	C	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
222	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	ロックタウン日向～塚原	B	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
223	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	ロククタウン日向～温泉～ 神門(浜子橋)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
224	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	ロククタウン日向～ケーケ岡～レーヨン	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
225	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	ロククタウン日向～延岡～レーヨン	A	C	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
226	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	飯肥～油津～夫婦浦	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
227	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	飯肥～油津～幸島入口	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
228	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	西都～佐土原駅～佐土原高校	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
229	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	小林～えびの市役所・飯野～京町待合所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政とが連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
230	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株)	都城～岩川～野方～ 県民健康プラザ～鹿屋	A	B	平成23年11月30日で事業完了 (平成23年12月1日から、232へ移行)。	232へ移行	
231	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株)	志布志～稚児松～松山駅～岩川～中央通り～都城	A	C	平成23年11月30日で事業完了 (平成23年12月1日から、233へ移行)。	233へ移行	
232	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	都城～岩川～野方～ 県民健康プラザ～鹿屋	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組みと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
233	宮崎県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	志布志～稚児松～松山駅～岩川～中央通り～都城	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組みと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
234	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～犬伏～伊集院	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
235	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～大坂～白川～加世田	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
236	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～川辺～枕崎 (特急)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
237	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～大門口～知覧	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
238	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	指宿～警察署前～今和泉～池田～唐船峡～開聞駅前	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
239	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	なのはな館～指宿～利永～唐船峡～開聞口～穎娃～大川～東大川	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
240	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～指宿～ホテル～山川棧橋(普通)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
241	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	加世田～大浦～野間池	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
242	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	加世田～薩南病院～大浦～野間池	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
243	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	加世田～白川～士卒～加世田(循環線)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
244	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	加世田～高倉～川辺～知覧	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
245	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	加世田～舞敷野～川辺～知覧	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
246	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	知覧～霜出～垂水～枕崎	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
247	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～中央駅前～新屋敷～川辺高前～枕崎	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むと共に、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
248	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	枕崎～坊～泊～久志～今岳	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
249	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	枕崎～坊～泊～清原～枕崎(循環線)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
250	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	伊集院高校～加世田～田ノ野～枕崎	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
251	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	指宿いわさきホテル～指宿～喜入駅前～知覧～武家屋敷入口	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
252	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	加世田～津貫～枕崎	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
253	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	伊集院高校～伊作～加世田	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
254	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	伊集院～小野～伊作	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
255	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	東大川～ウェルフェア九州病院～枕崎	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
256	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～中央駅前～知覧～特攻観音入口	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
257	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島駅前～犬迫～伊集院	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
258	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	山川～港～役場～漁港～山川駅前～長崎鼻～開聞駅前	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
259	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	鹿児島～鹿児島中央駅～谷山駅前～伊作～加世田(急行)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
260	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	濁山～指宿駅～いわさきホテル～山川駅～浜見ヶ水～長崎鼻～開聞駅前	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
261	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通㈱	道の駅喜入～小田代入口～堤之原～特攻観音入口～知覧～武家屋敷入口	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
262	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	鹿児島交通(株)	知覧～永里～種子尾～青戸小前～只角	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
263	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	都城～岩川～野方～県民健康プラザ～鹿屋	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
264	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	岩川～尾野見～志布志	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
265	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	鹿屋～高山～内之浦	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
266	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	鹿屋～宮下～高山	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
267	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	鹿屋～平原～吾平～高山	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
268	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	鹿屋～大隅湖～百引	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
269	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	鹿屋～大根占～根占港～根占	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
270	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	垂水～垂水港～鹿屋～志布志(普通)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
271	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	垂水港～垂水中央病院～桜島口～前崎～文学碑前～桜島港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
272	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	桜島口～文学碑前～桜島港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
273	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	垂水中央病院～垂水港～志布志	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
274	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	鹿児島中央駅～加治木団地～牧之原	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
275	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	志布志～岩川～牧之原～桜井橋～旭通～国分駅～鹿児島空港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
276	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	大隅交通ネットワーク(株) (～H23.11)	志布志～稚見松～松山駅～岩川～中央通り～都城	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
277	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	都城～岩川～野方～鹿屋 県民健康プラザ～鹿屋	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
278	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	岩川～尾野見～志布志	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
279	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	鹿屋～高山～内之浦	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
280	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	鹿屋～宮下～高山	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
281	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	鹿屋～平原～吾平～高山	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
282	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	鹿屋～大隅湖～百引	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
283	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	鹿屋～大根占～根占港～根占	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
284	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	垂水～垂水港～鹿屋～志布志(普通)	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
285	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	垂水港～垂水中央病院～桜島口～前崎～文学碑前～桜島港	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
286	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	桜島口～文学碑前～桜島港	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
287	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	垂水中央病院～垂水港～鹿屋～あすばる大崎～志布志	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
288	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	鹿児島中央駅～加治木団地～牧之原	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	
289	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車(株)	志布志～岩川～牧之原～桜井橋～旭通～国分駅～鹿児島空港	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されること望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
290	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	三州自動車㈱	志布志～稚見松～松山駅～岩川～中央通り～都城	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
291	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	種子島・屋久島交通㈱	永田～上屋久町役場～いわさきホテル	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
292	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	種子島・屋久島交通㈱	宮之浦港～安房港～いわさきホテル～粟生橋	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
293	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	種子島・屋久島交通㈱	宮之浦港～安房～いわさきホテル～粟生橋	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
294	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク㈱	伊敷ニュータウン東～隼人駅・日当山・医療センター～国分営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
295	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク㈱	伊敷ニュータウン東～自衛隊・国分～国分営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
296	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク㈱	伊敷ニュータウン東～天文館・重富～始良ニュータウン車庫	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
297	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	霧島いわさきホテル～ 嘉例川・牧園アリーナ ～鹿児島空港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
298	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	国分駅～霧島神宮駅 ～霧島いわさきホテル	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
299	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	錦江町～野田・串木野 (特急)～川内営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
300	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	鹿児島駅～野田・島平 ～川内営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
301	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	鹿児島駅～伊集院・島平 ～川内営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
302	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	鹿児島駅～伊集院・島平 ～串木野	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
303	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る 地域公共交通確保 維持事業 (地域間幹線系統)	いわずさきバスネットワーク ク株	鹿児島駅～郡山・常磐 ～岳	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
304	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	鹿児島駅～郡山・里岳～岳	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
305	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	湯之元～江口蓬萊館～日置	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
306	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	串木野駅～本町～野下	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
307	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	川内営業所～市比野～入来駅	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
308	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	川内営業所～中郷・五社～宮之城車庫	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
309	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	国分市役所～日当山・妙見～霧島いわさきホテル	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
310	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわさきバスネットワーク(株)	川内営業所～済生会・草良～羽島車庫	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
311	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわざきバスネットワーク㈱	国分営業所～見久美当山・医療センター～国分営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
312	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわざきバスネットワーク㈱	加治木本町～野久美田・姫城温泉・医療センター～国分営業所	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
313	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	いわざきバスネットワーク㈱	川内営業所～市民病院・福祉センター・市比野～入来駅	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
314	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通㈱	鹿児島中央～重富～桶田	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
315	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通㈱	佐潟口～出水～水俣車庫	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
316	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通㈱	出水本町～米ノ津新町～水俣車庫	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	
317	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通㈱	隈之城車庫～西方駅前～阿久根新港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることを望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
318	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通(株)	大口～本城～栗野駅前	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
319	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通(株)	大口～針持～宮之城	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
320	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通(株)	加治木港～下有川～溝辺十文字	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
321	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	南国交通(株)	阿久根市役所～出水・宮之城～鹿児島空港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
322	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	道の島交通(株)	奥又～秋名～ビックII	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
323	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	道の島交通(株)	与義又～赤木名～和野～空港～佐仁	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
324	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	道の島交通(株)	与義又～根瀬部～今里	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組み、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	

番号	協議会名 (又は主な構成員)	事業名	補助対象事業者等	事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果	備考
					事業実施の適切性	目標・効果達成状況	実施した事業の今後の改善点 (調査事業においては計画策定に向けた方針)		
325	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	道の島交通(株)	ウエストコート～西仲間～海の駅	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むとともに、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
326	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	道の島交通(株)	名瀬～奄美パーク・用安～空港	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むとともに、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
327	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	鹿児島駅～鹿児島中央～薩摩郡山～宮之城	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むとともに、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
328	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	ジェイアール九州バス(株)	鹿児島駅～川田・岩戸口～郡山	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むとともに、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
329	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	イオンモールミエル～関之尾・高千穂牧場～霧島神宮	A	A	引き続き、運行の合理化に取り組むとともに、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	
330	鹿児島県バス対策協議会	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業 (地域間幹線系統)	宮崎交通(株)	イオン都城～妻ヶ丘・イオンモールミエル・都城駅～川原谷	A	B	引き続き、運行の合理化に取り組むとともに、事業者と行政が連携して利用促進に取り組む。	既存の利用者の利便を確保して逸走を抑制することが重要。便ごとの利用状況を踏まえて対応されることが望ましい。	